

## 国内経済要録

### ◇公共事業等の直接労働需要量の試算結果

政府は53年度予算をもとに公共事業等の直接労働需要量の試算結果を公表した(2月14日)。今次試算結果の概要は次のとおり。

公共事業等の労働需要量は、事業の種類、工種、工法、地域性等により異なるので一概に算定することは困難であるが、公共事業等施行促進対象事業および地方単独事業(普通会計分)について、過半の平均的な数値等を使用して推計すると、53年度は前年度に比べ約17万人の増加が見込まれる。

	52年度直接労働需要量実績見込	53年度直接労働需要量見通し	差引増
延 就 労 人 日	百万人日 約539	百万人日 約585	百万人日 約46
1人年間264日就労として単純に換算した人員	約205万人	約222万人	約17万人

### ◇永大産業(株)の会社更生法申請に伴う大蔵省の協力要請 大蔵省は、2月20日、永大産業の会社更生法適用申請

に伴う関係中小企業への波及を防止する趣旨から、全国銀行協会等各金融団体に対し、要旨次のような協力を要請した。

1. 永大産業の債権者、特に関係中小企業が資金繰り上困難に直面した場合には、主取引金融機関が中心となり必要な融資を迅速に行うこと。
2. 各金融機関の取引先企業で永大産業の倒産による影響から先行きが懸念されるものについては、財務局、日本銀行支店と緊密な連絡をとること。
3. 永大産業の関係中小企業に対する融資に当っては融資条件につき格別に配慮すること。
4. 関係中小企業のうち、特に問題のあるもの等については、永大産業の主力銀行である大和銀行との間で緊密な連絡をとり、互いに協力して遺憾なきを期すること。

### ◇「地方財政収支試算(53年度ベース)」

自治省は3月4日、57年度までの地方財政の歳出と歳入を見通した「地方財政収支試算(53年度ベース)」を国会に提出した。同試算は、53年度地方財政計画額を基礎とし、53年1月30日に公表された「昭和55年度経済の暫定試算」における諸指標および国の「財政収支試算(昭和53年度ベース)」の想定を手掛りとして想定したものであり次のとおり3通りの試算から成っている。

### 地方財政収支試算(53年度ベース)年次別内訳

ケースⅠ

(単位・億円)

区 分	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～	47～		
							57年度 平均 伸び率	52年度 平均 伸び率		
歳 出	経常部門	公債費	17,300	22,400	25,400	30,700	36,300	42,300	19.6%	29.8%
		振替支出	34,500	39,200	45,500	52,700	60,100	68,500	14.7	24.6
		その他	134,700	153,700	173,000	194,600	216,900	241,900	12.4	20.0
	計	186,500	215,300	243,900	278,000	313,300	352,700	13.6	21.5	
投資部門	投資的経費	99,700	125,700	145,900	169,400	194,500	223,200	17.5	16.8	
	その他	2,200	2,400	2,700	3,000	3,400	3,800	11.6	12.9	
	計	101,900	128,100	148,600	172,400	197,900	227,000	17.4	16.7	
合 計	288,400	343,400	392,500	450,400	511,200	579,700	15.0	19.7		
歳 入	一般財源	165,200	190,000	191,000	217,600	246,100	278,400	11.0	18.7	
	国庫支出金	75,000	88,100	100,400	114,500	129,200	145,700	14.2	19.7	
	地方債	30,200	40,100	30,900	35,900	41,200	47,200	9.3	26.3	
	その他	18,000	25,200	27,200	29,400	31,600	34,100	13.6	19.5	
	計	288,400	343,400	349,500	397,400	448,100	505,400	11.9	19.7	

区 分		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～ 57年度 平均 伸び率	47～ 52年度 平均 伸び率
要 調 整 額		—	—	43,000	53,000	63,100	74,300	—	—
(参考)	地方債依存度	10.5%	11.7%	8.8%	9.0%	9.2%	9.3%	—	—
	地方債残高	174,000	204,000	225,000	247,000	271,000	298,000	—	—

## ケースⅡ

(単位・億円)

区 分		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～ 57年度 平均 伸び率	47～ 52年度 平均 伸び率	
歳 出	經常部門	公債費	17,300	22,400	25,400	30,700	36,300	42,300	19.6%	29.8%
		振替支出	34,500	39,200	45,500	52,700	60,100	68,500	14.7	24.6
		その他	134,700	153,700	173,000	194,600	216,900	241,900	12.4	20.0
	計	186,500	215,300	243,900	278,000	313,300	352,700	13.6	21.5	
投資部門	投資的経費	99,700	125,700	145,900	169,400	194,500	223,200	17.5	16.8	
	その他	2,200	2,400	2,700	3,000	3,400	3,800	11.6	12.9	
	計	101,900	128,100	148,600	172,400	197,900	227,000	17.4	16.7	
合計	288,400	343,400	392,500	450,400	511,200	579,700	15.0	19.7		
歳 入	一般財源	165,200	190,000	203,800	247,700	297,500	357,500	16.7	18.7	
	国庫支出金	75,000	88,100	100,400	114,500	129,200	145,700	14.2	19.7	
	地方債	30,200	40,100	30,900	35,900	41,200	47,200	9.3	26.3	
	その他	18,000	25,200	27,200	29,400	31,600	34,100	13.6	19.5	
計	288,400	343,400	362,300	427,500	499,500	584,500	15.2	19.7		
要 調 整 額		—	—	30,200	22,900	11,700	—	—	—	
(参考)	地方債依存度	10.5%	11.7%	8.5%	8.4%	8.2%	8.1%	—	—	
	地方債残高	174,000	204,000	225,000	247,000	271,000	298,000	—	—	

## ケースⅢ

(単位・億円)

区 分		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～ 57年度 平均 伸び率	47～ 52年度 平均 伸び率	
歳 出	經常部門	公債費	17,300	22,400	25,400	30,700	36,300	42,300	19.6%	29.8%
		振替支出	34,500	39,200	45,000	51,600	58,300	65,800	13.8	24.6
		その他	134,700	153,700	171,100	190,300	209,900	231,700	11.5	20.0
	計	186,500	215,300	241,500	272,600	304,500	339,800	12.7	21.5	
投資部門	投資的経費	99,700	125,700	145,900	169,400	194,500	223,200	17.5	16.8	
	その他	2,200	2,400	2,700	3,000	3,400	3,800	11.6	12.9	
	計	101,900	128,100	148,600	172,400	197,900	227,000	17.4	16.7	
合計	288,400	343,400	390,100	445,000	502,400	566,800	14.5	19.7		

区 分		52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52～57年度 平均伸 び率	47～52年度 平均伸 び率
歳 入	一 般 財 源	165,200	190,000	202,100	243,700	290,400	346,200	15.9%	18.7%
	国庫支出金	75,000	88,100	99,900	113,100	126,900	142,400	13.7	19.7
	地方債	30,200	40,100	30,900	35,900	41,200	47,200	9.3	26.3
	その他	18,000	25,200	27,000	29,100	31,200	33,500	13.2	19.5
	計	288,400	343,400	359,900	421,800	489,700	569,300	14.6	19.7
要 調 整 額		—	—	30,200	23,200	12,700	—	—	—
(参 考)	地方債依存度	10.5%	11.7%	8.6%	8.5%	8.4%	8.3%	—	—
	地方債残高	174,000	200,400	225,000	247,000	271,000	298,000	—	—

1. 試算の前提および要領

(1) 「昭和55年度経済の暫定試算について」(53年1月30日発表)における次のような指標を参考としている。

項 目	55 年 度	57 年 度
名 目 G N P (年 平 均 伸 び 率)	267 兆 円 程 度 (50～55年度12%強)	333 兆 円 程 度 (50～57年度12%強)
政府 固定資本形成	29 兆 円 程 度	38 兆 円 程 度
政府から個人への移転	25 兆 円 程 度	34 兆 円 程 度

(注) 「政府から個人への移転」の金額は暫定試算の「政府支出」から「政府固定資本形成」、「政府財貨サービス経常購入」、および「その他」(推計)を控除して算出。

(2) 地方財政の歳入、歳出を試算するに際しては、53年度地方財政計画額を基礎とし、上記諸指標および国の「財政収支試算(昭和53年度ベース)」の想定を手掛りとして次のように想定。

イ. 名目GNP伸び率については次のとおりとした。

(54年度) (55年度) (56年度) (57年度)  
12.5% 12.5% 11.5% 11.5%

ロ. 歳出については、それぞれ次のとおりとした。

(経常部門)

(イ) 「公債費」……現行の発行条件で算定。

(ロ) 「振替支出」……国の伸び率に準じて各年度の伸び率を次のとおりとした。

	54年度	55年度	56年度	57年度
ケースⅠ	16.0%	16.0%	14.0%	14.0%
ケースⅡ	16.0	16.0	14.0	14.0
ケースⅢ	14.8	14.8	12.9	12.9

(ハ) 「その他の支出」……ケースに応じて各年度の伸び率を次のとおりとした。

ケースⅠおよびⅡ 名目GNP伸び率と同率

ケースⅢ 名目GNP伸び率に対する弾性値0.9

(投資部門)

(イ) 「投資的経費」……伸び率はおおむね54、55年度16.1%、56、57年度14.8%とした。

(ロ) 「その他の支出」……名目GNP伸び率と同じ伸び率で算定。

ハ. 歳入については次のように想定。

(イ) 一般財源については、地方税、地方譲与税および地方交付税のそれぞれについて次の方法により推計して積算。

① 地方税…ケースに応じて次のとおりとした。

ケースⅠ 現行税制のもとにおける税収のみを計上。

税収全体を名目GNP伸び率に対する弾性値1.1で計算。

ケースⅡおよびⅢ

国と地方の税源配分の割合には変更がないものという前提で、国の増税に対応する地方税の増税を想定して試算。この想定に基づく増税額は次のとおり。

(単位・億円)

	54年度	55年度	56年度	57年度	合 計
ケースⅡ	7,900	9,500	10,600	12,600	40,600
ケースⅢ	6,800	8,200	9,000	10,700	34,700

② 地方譲与税…53年度の通常ベースの地方譲与税の額を基礎とし各年度の伸び率を4%として算定。

③ 地方交付税…ケースに応じて次のとおり算定したあと、各年度の交付税特別会計における借入金、償還額および臨時地方特例交付金の額を加減している。

ケースⅠ 現行税制のもとにおける所得税、法人税および酒税収入の32%分であり、三税収入の算定にあたっては名目GNPに対する弾性値を1.3として仮に算定。

ケースⅡおよびⅢ

国の税収中地方交付税に配分される割合が変わらないものとして仮に算定。

(ロ) 国庫支出金

53年度をベースとしてその伸び率は国の試算の各歳出項目の伸び率と同じ伸び率で算定。

(ハ) 地方債

53年度の通常ベースの地方債の額(普通会計に属する地方債の総額から財源対策のために増発した地方債1兆3,500億円を控除した額)を各年度の投資的経費の伸び率に応じて伸ばした。

(二) その他の収入

投資部門に充当するその他収入は、投資的経費の伸び率と同じ伸び率とし、経常部門に充当するその他収入のうち貸付金回収金については歳出の経常部門「その他」の伸び率とし、その他は各年度一定の増加額があるものとして算定。

2. 表中のケース等の説明

(1) ケースⅠ、ケースⅡ、ケースⅢの考え方は次のとおり。

ケースⅠ……国の財政収支試算のケースAに相当するものであり、57年度まで国、地方を通じて現行税制が維持され、かつ、歳出については原則として暫定試算の水準が維持されるものとして試算。

ケースⅡ……国の財政収支試算のケースCに相当するものであり、原則として暫定試算に示された歳出水準を維持するとともに、国のケースCに即応して上記推計のように一般財源の増収があるものとして試算。

ケースⅢ……国の財政収支試算のケースDに相当するものであり、「振替支出」および「その他」歳出についてケースⅡの水準から一定の削減を行うとともに、歳入については国のケースDに即応して一般財源の増収があるものとして試算。

(2) 「要調整額」は、上記によって算出した歳出が歳入を超える額を計上したものであり、各年度において一般財源の増額、建設地方債の増発等により調整を要する額である。

なお、この場合、歳入中の地方債については、公共事業等にかかわる建設地方債の充当率を50年度当初ベース(おおむね30%程度)として歳入を見込んでいるので、今後各年度において建設地方債が増発される場合にはこの収支試算上の地方債およびこれにかかわる公債費が連動して増額される。

また、52年度においては、資金運用部資金の借入等による地方交付税の増額1兆350億円および公共事業等にかかわる建設地方債の増発1兆350億円が、また53年度においては地方交付税の増額1兆7,000億円および公共事業等にかかわる建設地方債の増発1兆3,500億円が措置されているが、54年度以降の歳入中にはこのような措置は含まれていない。

(3) 「地方債依存度」は各年度の地方債の額を歳入の合計額で除したものであり、今後各年度において建設地方債が増発される場合にはこれに連動して地方債依存度が高くなる。

なお、この場合には、「地方債残高」も多くなる。

◇特例公債の償還について

大蔵省は3月4日、特例公債を償還するための財源見

通しとしての国債整理基金の資金繰り状況を試算した結果を国会に提出した。試算の結果は以下のとおり。

国債整理基金の資金繰り状況についての試算(その1)  
(あらかじめ負担平準化のための予算繰入れ等を行わない場合)

(単位・億円)

年度	要 償 還 額			借 換 債 入 ①	定率繰入れ (差減額 繰入れ を含む) ②	予算繰入れ お よ 余 金 れ ③	運 用 益 ④	財 源 計 ①~④	余 裕 金 残 高
	4条債等	特 例 債	計						
53	7,500	0	7,500	6,300	3,600	0	600	10,500	12,900
54	0	0	0	0	5,400	0	900	6,300	19,200
55	0	0	0	0	7,300	0	1,400	8,700	27,900
56	5,000	1,000	6,000	4,100	9,600	0	1,900	15,600	37,500
57	21,100	1,400	22,500	17,400	12,000	0	2,300	31,700	46,700
58	25,600	1,400	27,000	21,000	14,100	0	3,000	38,100	57,800
59	30,300	1,400	31,700	24,900	15,700	0	3,600	44,200	70,300
60	38,300	22,500	60,800	31,600	17,500	0	3,700	52,800	62,300
61	43,100	35,800	78,900	35,600	19,500	0	3,000	58,100	41,500
62	55,600	48,800	104,000	45,800	21,400	0	1,200	68,400	5,500
63	68,900	48,600	117,500	56,800	23,300	31,800	100	112,000	0
64	73,400	63,300	136,700	60,700	25,100	50,900	0	136,700	0
65	84,700	51,100	135,800	70,100	27,200	38,500	0	135,800	0
66	100,700	31,000	131,700	83,300	29,400	19,000	0	131,700	0
67	126,500	0	126,500	104,400	32,100	0	300	136,800	10,300

(計算の前提)

- 今後発行する国債の発行条件は現行条件と同一とした。
- 運用利回りは5.85%とした。
- 計算を行うにあたり、次の仮定を置いた。
  - 財政収支試算(53年度ベース)ケースCを前提とする。
  - 58年度以降の新発債発行額は57年度発行額を基礎とし、毎年度の伸びを10%とする。
  - 剰余金の発生は見込まない。
  - 国債の期限前償還等は考慮しない。
- 58年度以降の経済・財政の見通しが困難であるので、上記の予算繰入れ等が可能かどうか等の検証は行っていない。

国債整理基金の資金繰り状況についての試算(その2)  
(あらかじめ負担平準化のための予算繰入れ等を行う場合)

(単位・億円)

年度	要 債 還 額			借 換 債 入 ①	定 率 繰 入 れ (差 減 額) 繰 入 れ を 含 む ②	予 算 繰 入 れ お よ び 剰 余 金 繰 入 れ ③	運 用 益 ④	財 源 計 ①～④	余 裕 金 残 高
	4 条 債 等	特 例 債	計						
53	7,500	0	7,500	6,300	3,600	0	600	10,500	12,900
54	0	0	0	0	5,400	0	900	6,300	19,200
55	0	0	0	0	7,300	0	1,400	8,700	27,900
56	5,000	1,000	6,000	4,100	9,600	0	1,900	15,600	37,500
57	21,100	1,400	22,500	17,400	12,000	0	2,300	31,700	46,700
58	25,600	1,400	27,000	21,000	14,100	3,300	3,100	41,500	61,200
59	30,300	1,400	31,700	24,900	15,700	8,400	4,100	53,100	82,600
60	38,300	22,500	60,800	31,600	17,500	17,800	4,900	71,800	93,600
61	43,100	35,800	78,900	35,600	19,500	19,900	5,400	80,400	95,100
62	55,600	48,800	104,400	45,800	21,400	21,900	5,000	94,100	84,800
63	68,900	48,600	117,500	56,800	23,300	23,900	4,500	108,500	75,800
64	73,400	63,300	136,700	60,700	25,100	25,800	3,700	115,300	54,400
65	84,700	51,100	135,800	70,100	27,200	14,900	2,500	114,700	33,300
66	100,700	31,000	131,700	83,300	29,400	7,200	1,700	121,600	23,200
67	126,500	0	126,500	104,400	32,100	0	1,600	138,100	34,800

(計算の前提)

1. 今後発行する国債の発行条件は現行条件と同一とした。
2. 運用利回りは5.85%とした。
3. 計算を行うにあたり、次の仮定を置いた。
  - (1) 財政収支試算(53年度ベース)ケースCを前提とする。
  - (2) 58年度以降の新発債発行額は57年度発行額を基礎とし、毎年度の伸びを10%とする。
  - (3) 58年度以降、定率繰入れを含む各年度の繰入れ額(②+③)を前年度首国債総額の1/50、1/40、1/30、1/30、1/30、1/30、1/30、1/40、1/50とする。
  - (4) 国債の期限前償還等は考慮しない。
4. 58年度以降の経済・財政の見通しが困難であるので、上記の予算繰入れ等が可能かどうか等の検証は行っていない。